

対象者の捉え方、精密検査票の記載方法について議論

若年者心臓検診対策専門委員会

- 日 時 平成25年7月18日（木） 午後1時40分～午後3時20分
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 19人
 魚谷会長、坂本委員長
 石谷・岡田・笠木・瀬川・奈良井・西田・長谷川・船田・星加・吉田眞・
 吉田泰各委員
 県スポーツ健康教育課：西尾指導主事、県子育て応援課：山根係長
 オブザーバー：奥田東部心電図判読委員長
 健対協事務局：谷口局長、岩垣係長、田中主任

【概要】

- 平成24年度心臓検診結果は、定期健康診査受診者66,270人のうち精密検査対象者は1,455人、受診者数は1,312人で受診率90.2%（昨年91.9%）であった。精密検査の対象者の捉え方および精密検査票の使い方が徹底されていないため、問題点を整理し、年内に再度委員会等で検討することとした。
- 平成23年度心電図検診成績は、受診者総数21,881人のうち正常範囲21,330人、要精検551人、要精検率2.5%（昨年2.8%）であった。昨年、西部地区の要精検率の低さが指摘されていたが、再判読の結果、健対協が示しているガイドラインの診断基準が守られていないケースが一部に見られ、順守して頂くよう再度通知することとした。
- 今年度の心臓検診従事者講習会を平成26年2月頃に開催することとなり、昨年と同様に学校医・学校保健研修会と同日開催することとした。

挨拶（要旨）

〈魚谷会長〉

6月29日より健対協の会長へ就任した。初めて出席する会議ではあるが、今後ともご指導等よろしく願います。

〈坂本委員長〉

心臓検診が個別受診体制となり5年が経過した。精検受診率が若干下がったものの、概ね順調に推移している。後ほど報告があるが、心電図判読体制については地区で要精密検査率に多少の差があり、これをいかに改善していくかが今後の課題である。本日はよろしく願います。

報 告

1. 平成24年度児童・生徒の心臓検診結果について：西尾県スポーツ健康教育課指導主事

県スポーツ健康教育課（市町村立及び県立学校）、及び健対協（国立・私立学校）へ報告のあった1月末時点での集計では、定期健康診断受診者数66,270人のうち、精密検査対象者は1,455人、

要精検率は2.20%であった。そのうち、精密検査受診者は1,312人、受診率は90.2%であった。受診率は昨年より1.7ポイント減少した。

精密検査対象者1,455人のうち、新規の精密検査対象者（本年度の心電図検査又は校医検診で初めて要精密検査の指示を受けた者）は544人、そのうち精検受診者は508人で受診率は93.38%であった。精密検査の結果、要医療7人、要観察110人、管理不要165人、異常なし224人だった。要医療・要観察のうち指導区分ではDが5人、Eが111人だった。診断の結果、不整脈・心電図異常が248人（48.8%）、先天性疾患17人（3.4%）、川崎病5人（1.0%）であった。

定期の精密検査対象者（毎年又は数年に一度定期的に精密検査受診指示があり、本年度精密検査受診対象になっている者）は911人、そのうち精検受診者は804人で受診率は88.25%であった。精密検査の結果、要医療38人、要観察674人、管理不要63人、異常なし25人だった。指導区分ではBが3人、Cが5人、Dが40人、Eが666人だった。診断の結果、不整脈・心電図異常263人（32.7%）、先天性疾患343人（42.7%）、川崎病154人（19.2%）であった。定期精密検査対象者は先天性疾患が多い傾向が見られた。

質疑応答の中で、以下の意見があった。

- ・既に医療機関で通院中の者も精密検査対象者として挙げている学校（学校医）があるようだ。フォロー中の者も含めて心臓疾患のある者は全て心臓疾患精密検査票（様式第1号）を出している学校と、手引きのとおり心電図と定期健康診査の結果、学校医と相談の上で精密検査対象者として挙げた者だけに出している学校がある。既に医療機関でフォロー中の者は学校医の判断で精密検査の対象者から外しても良いと決まったはずだが、変わったのか。
- ・心臓疾患精密検査票（様式第1号）を出すということは、精密検査医療機関を受診するという意味ではないのか。様式第1号が2つの使い方をされている。精密検査医療機関を受診する者

と、既に医療機関でフォロー中の者に対してのものとする。

- ・医療機関へ通院中の者は学校医の判断により精密検査の対象としないことは、平成20年3月に健対協より学校医へ通知しているが徹底されていない。再度、学校医と各学校へ通知する必要がある。
- ・心臓疾患精密検査票（様式第1号）が両面印刷になっているため混乱しているのではないか。学校としてはその年に精密検査対象外の者であっても裏面の学校生活管理指導票は必要としている児童がいる。様式第1号の表はあくまでも学校心臓検診の精密検査を受診した者に対して結果を記入すべきではないか。
- ・心臓疾患精密検査票（様式第1号）は定期と新規のどちらかに印をするようになっている。手引きでは、「定期」とは毎年又は数年一度定期的に精密検査指示があり、本年度精密検査受診対象者となっている者となっているが、この解釈が学校によって異なっている。該当年度に精密検査対象者かどうかによらず、医療機関で経過観察中の者も全て「定期」として様式第1号を出している学校がある。
- ・逆に定期的に医療機関でフォロー中の者も、心臓疾患精密検査票（様式第1号）は出すということ徹底してはどうか。全県での心臓疾患の罹患状況が把握できる。
- ・心臓疾患精密検査票（様式第1号）の新規・定期の取扱いが分かりにくいので、「定期」は現在治療中の者で今年度精密検査対象となった者、または過去に定期受診を指示された者で今年度精密検査対象となった者、と定義付けを明確に記載してはどうか。様式第1号はあくまでもその年に精密検査の対象となった人に学校が出すものである。
- ・定期的に医療機関でフォロー中の者（特に高校生）は、基本的には心臓疾患精密検査票（様式第1号）は持参せずに受診する。この場合、医療機関で様式第1号を発行して持ち帰らせてい

る医療機関もある。本来、様式第1号は精密検査対象者に対して学校が持たせるものであるが、医療機関の善意で行っていただいていることが却って混乱してしまっているケースもある。

- ・毎年教育委員会から報告のある実施状況調査（様式第2号）は、心電図と定期健康診断の結果、精密検査が必要と判断され、精密検査医療機関を受診した者の結果を集計したものであると健対協事務局としては理解している。データの継続性は重要であるので、健対協としては今後も実施状況調査（様式第2号）は今までどおり報告をお願いしたい。
- ・健対協への実施状況調査（様式第2号）の報告は1月末時点のため、2月以降（特に春休み）に受診した者の集計が含まれていない。この場合の取扱いについては次年度の学年に引き継いで報告して頂くようお願いしたい。

協議の結果、精密検査の対象者の捉え方および様式の使い方が学校医および各学校において徹底されておらず、精密検査検診医においても解釈に差がある。問題点を整理し、11月頃に再度委員会（または小委員会）を開催し、次年度の検診体制がスムーズに実施できるよう検討することとなった。

2. 平成24年度心電図判読結果について：

県保健事業団長谷川課長補佐

実施学校数は262ヶ所、受診者総数は21,881人（小学校：10,307人、中学校：5,470人、高等学校・高等専門学校：5,611人、盲・聾・養護学校：241人、その他：252人）であった。そのうち、正常範囲は21,330人、要精検は551人で要精検率2.5%だった。昨年度は要精検率2.8%だった。

地区別の要精検率では、小学校は東部3.6%、中部3.3%、西部1.2%、中学校は東部2.5%、中部2.8%、西部1.8%、県立高校は東部3.1%、中部3.0%、西部1.2%であった。

西部地区の要精検率については、昨年度の委員会において、県下で同じ判読ガイドラインで実施しているの、判読体制の違いが影響しているの、西部の体制を検討しなければならないのではないか、との意見があり、西部地区判読委員会の了解を得て、一部の症例について星加委員において再判読して頂き要精検率を確認することとなっていた。（西部地区においては心電図判読を合同判読ではなく一人の判読委員で判定し、所見があるものだけ都田委員長が全例再度見ておられる）

星加委員より再判読の結果について次のとおり報告があった。

- ①自動解析なしの心電図が942枚あり、それから心室内伝導障害やQT延長を判読するのは困難と思われた。
- ②通院中の心電図は精検の所見であっても正常範囲内と判定されていた。通院中正常と通院中要精検に分類して学校医に目を通して頂きたい。
- ③自動解析でQRSが小学生100ms以上、中高120ms以上であっても正常範囲内と判定されている心電図が散見された。
- ④再判読の結果、小学校の要精検率は2.8%となり他地区とほぼ同じ水準となった（東部3.5%、中部2.6%）。

協議の結果、一部でガイドラインの診断基準が守られていない心電図があり、西部地区においては、健対協が示している判読ガイドラインを順守して頂くよう、健対協から地区読影委員会へ結果と共に再度通知することとした。

協 議

1. 従事者講習会の日程について

今年度の心臓検診従事者講習会については昨年と同様に学校医研修会と同日開催とすることとなった。時期については、平成25年2月頃に開催予定である。

2. その他

・東部の精密検査医療機関より、電話予約時に精密検査に必要な書類を保護者に渡さずに予約を取るよう指示している学校があるとの連絡があった。この医療機関では心電図所見や学校医か

らの指示をもとに精密検査の優先順位を決めており、それらの結果が無いと予約日時が決められないとのことだった。県教育委員会から該当の学校に指導して頂き、今後もこのような問題点があれば、県教育委員会と相談していく。